

食安輸発第0511007号

平成19年5月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

### 中国産グリセリンの取扱いについて

今般、海外において中国産のグリセリンを使用した医薬品による死亡事例が確認され、その原因としてジエチレングリコールの混入が疑われるとの情報を入手したところでは、

これまで食品用途での中国産グリセリンの輸入はありませんが、今後、中国産グリセリンの輸入があった場合には、輸入者に対し、輸入の都度、成分規格に係る検査を実施するよう指導するとともに、グリセリンを使用した中国産食品の輸入があった場合には、輸入者に対し、ジエチレングリコールに係る検査実績がないものについては自主検査の指導を、継続的に輸入される場合には、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき、モニタリング検査を実施するようお願いします。

なお、試験方法については、別添の方法に準じて実施することとし、当面の間、グリセリンを使用したシロップ、清涼飲料水について、検査の指導及びモニタリング検査を行い、他の食品については検査体制の整備状況を踏まえ、追って連絡することとします。

検査の結果、ジエチレングリコールを検出した場合にあっては、企画情報課検疫所業務管理室を通じて、当室まで速やかに連絡するようお願いします。